

PEFC Council Statutes
(as adopted at the General Assembly 19th November 2014)

PEFC 評議会定款
(2014年11月19日、総会において採択)

本文書は一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)によって翻訳されたものである。但し、本文書(PEFC 評議会定款)は、英語文書をもって正式文書とする。本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限る。また、SGECの承諾無く、本文書を訂正、修正又は転用することは禁じられている。

目次

第1条： 名称、存続期間、所在地

第2条： 目的

第3条： 会員

第4条： 資金と予算

第5条： 総会

第6条： 理事会

第7条： 事務局長

第8条： 使用言語

第9条： 「手続きに関する内部規則」及び「ガイドライン」

第10条： トレードマークロゴの使用と使用料

第11条： 解散

第1条： 名称、存続期間、所在地

1. 森林認証制度相互承認プログラム（the Programme for the Endorsement of Forest Certification）は、「PEFC 評議会（別称：PEFC インターナショナル）」と称し、スイス民法第60条以下に規定する非営利団体とする。
2. 本団体の存続期間は無期限である。
3. 本団体はメイリン（スイス・ジュネーブ州）に所在する。

第2条： 目的

1. PEFC 評議会の目的は次の通りである。
 - i. PEFC の実施を通じて持続可能な森林管理を促進すること。
 - ii. PEFC 制度の管理機関としての役割を果たすこと。
 - iii. 信頼性のある森林認証制度として PEFC 制度を実施するにあたり、連携・調整を行うとともに、制度のさらなる発展を図ること。
 - iv. 参加する認証制度が PEFC 制度の要求事項に適合しているかどうかを審査すること。
 - v. PEFC 制度の正式な代表者としての役割を果たすこと。
2. PEFC 評議会は、上記の目的に直接あるいは間接に関連するいかなる活動も行うことができる。とりわけ、PEFC 評議会は知的財産権を保有することができ、上記の目的に資するため適切と考えられる方法でその財産権を行使することができる。

第3条： 会員

1. PEFC 評議会の会員は次の3種類からなる。
 - a. 各国認証管理団体 (NGB) 会員
 - b. 国際利害関係者会員
 - c. 特別会員： 特別会員としては、新たな会員の追加を認めない。また、既存の特別会員は、国際利害関係者会員へ移行する権利を有する。
2. 全ての PEFC 評議会の会員は、その責任の範囲内において、PEFC 評議会により定められた規則に従い PEFC 要求事項が実施されるよう注意を払う義務を有する。
3. 会員の脱退は、理事長あての書留書簡にて3カ月前に申し出なければならない。当該年の会費は返還されない。
4. いかなる会員も、会費請求書に記載されている支払い期日までに、または遅くとも総会の3週間前までに年会費を支払っていない場合には、投票権を有しない。
5. いかなる会員も、2回目の督促後遅くとも3カ月以内に年会費が支払われない場合には、本団体から自動的に除名される。

A) 各国認証管理団体 (NGB) 会員

1. 各国認証管理団体は、当該国内において PEFC 制度の実施を開始し、管理することを目的として設立されるものであり、PEFC 評議会会員資格を申請することができる。当該国の主要な森林所有者の全国団体または林業分野の全国団体は、利害関係を有する者を代表する全国団体に幅広く呼び掛け、PEFC 各国認証管理団体を設立する責務を有する。PEFC 評議会は少なくとも6団体のNGB会員で構成される。
2. 新たな NGB 会員の承認は、総会において、理事会の提案に基づき単純過半数により決定される。
3. PEFC 評議会定款、PEFC 評議会制度の規則・手続き及び「手続きに関する内部規則」に NGB 会員が違反している場合には、理事会は当該会員に警告することができる。警告後も違反が継続し、または新たな違反が行われる場合には、総会は当該会員に対し弁明の機会を与えた上で投票を行い、投じられた票の3分の2以上の多数票をもって会員資格を一時停止または終了させることができる。

B) 国際利害関係者会員

1. 国際利害関係者会員は、PEFC 評議会における不可欠な構成員であり、他の全ての会員と同様の基本的な権限と義務を有する。
2. 国際利害関係者会員は、複数国において活動のための法的な位置づけを有する団体または国際団体として法的に登録されている団体に限られる。

3. 本会員資格の申請を希望する団体は次の条件を満たさなければならない。
 - i. PEFC 評議会の既存会員 2 名により提案されること。
 - ii. 当該団体の法的かつ正当な権限を有する者により署名された書面による申請書が提出されること。
 - iii. 申請書において、当該団体の基本的目的及び活動分野に関する詳しい記載が含まれていること。
 - iv. 申請書において PEFC 評議会の原則を支持する旨の誓約が含まれていること。
 - v. 必要に応じ、認証及びそれに関連する手続きにおいて PEFC の規則及び要求事項に故意に違反しない旨の書面での宣言が含まれていること。
 - vi. PEFC 評議会事務局との連絡調整に従事する窓口担当者が指名されており、PEFC 評議会事務局との連絡・連携会が最大限に行われることが担保されること
 - vii. 申請書を PEFC 評議会あて書留書簡で提出するとともに、申請書の写しを理事会あてに送付すること。
4. 国際利害関係者会員の入会は、投票により承認されなければならない。PEFC 評議会の特別会員を除く全ての会員は、それぞれ一票の議決権を有する。申請者は、投じられた票の単純過半数を獲得することにより会員としての適格性が認められ、適切な会費を支払った時点で直ちに会員になる。
5. 国際利害関係者会員が会員資格の条件に違反していると考えられる場合には、2 名の PEFC 評議会会員が当該団体の会員資格の終了に関する書面による申請を理事会に提出することができる。当該申請書は正当な権限を持つ者により署名され、かつ、会員資格の終了に関する詳細な理由が記載されていなければならない。また、申請書の写しは疑義の対象となっている団体に送付されなければならない。疑義の対象となった団体が、理事会に対し、提案された会員資格の終了の理由に根拠がないことを、理事会が満足するように示すことができない場合は、当該会員資格終了の申請は、国際利害関係者会員の入会承認における投票手続きと同様の手続きにより会員の投票に付されなければならない。
6. 国際利害関係者会員について、その団体への出資総額の 2 分の 1 を超える出資者に変更があった場合には、会員資格を喪失したとみなされることとなる。当該会員はその旨 PEFC に報告しなければならない。その場合、新たな団体として会員資格を申請する必要がある。ただし、新たな過半の出資者が既存の PEFC 会員である場合には、再申請の必要はない。

C) 特別会員

1. 特別会員としては、新たな会員の追加を認めない。また、既存の特別会員は、国際利害関係者会員の会員分類へ移行する権利を有する。
2. 特別会員は、PEFC 評議会の目標を支持する国際団体・機関のための会員分類であっ

て、特別会員は、投票権を有しない。

第4条： 資金と予算

1. 本団体の資金は、会費、補助金、無償資金、民間または公的団体もしくは個人からの寄付、その他本団体の活動により生み出されるさまざまな資金の組み合わせからなる。
2. 毎年、理事会は前年の決算と次年の予算を総会に提出しなければならない。年次予算と会費の額は総会により決定される。会費の額は投じられた票の3分の2以上の多数票をもって決定される。
3. 理事会は会費の提案を行う。
4. 会費の額は、総会によって決定されるが、その額は年会費の上限である500,000ユーロを超えてはならない。
5. 本団体は、その債務に関し単独で責任を負う。当該債務は、本団体自身の全資産により保証され、いかなる会員のいかなる個人の責任も除外される。

第5条： 総会

1. 総会はPEFC評議会における最高の権限を有する。総会は、少なくとも1年に1回定期的に開催される。それぞれのNGB会員は一名の代議員により代表される。また、一名の副代議員に代議員の権限を委任し、代理させることができる。副代議員への権限の委任は、総会の少なくとも48時間前までに書面によりPEFC事務局長あてに提出されなければならない。代議員が出席できない場合には、副代議員が代議員と同じ権利を有する。
2. 上記の代議員及び副代議員以外の各国認証管理団体代表者も総会に出席することができる。それらの追加代表者はオブザーバーとして出席し、各国認証管理団体ごとに2名までとする。
3. それぞれの国際利害関係者会員は、当該会員を代表する一名の代議員を指名しなければならない。代議員の指名は、総会の少なくとも48時間前までに書面で事務局長あてに通知されなければならない。
4. 総会は議長により（知り得る範囲で最新の会員メールアドレスに送付される）Eメールを通じ、開催の4週間前に招集される。議題を含む関連文書は、遅くとも総会開催の2週間前に提供される。
5. 全ての会員は、総会における議題項目を追加する権限を有する。そのような項目の追加は、他の1名の会員によって支持されるとともに、総会の直近に開催される理事会の遅くとも3週間前までに事務局長あてに書面で申し出なければならない。

6. 臨時総会は、議長の招集または5分の1以上の会員の要請により開催される。
7. 総会の議事進行は議長がこれを行う。議長の任期は3年間とし、投じられた票の3分の2以上の多数票をもって選出される。議長は、2期目及び3期目に再選されることができる。
8. 総会は、3年間の任期をもって第一及び第二副議長を選出する。副議長は議長不在の際に総会の議事進行を行う。議長、副議長のいずれも不在の場合には、総会の議事進行は、出席している代議員の中から単純過半数により選出された会員により行われる。
9. PEFC 評議会理事は総会により選出される。NGB 会員及び国際利害関係者会員は PEFC 評議会理事候補者を指名する権限を有する。NGB 会員または国際利害関係者会員は理事になることができる。理事は、会員の代表として総会に出席している者以外からも選出することができる。議長と副議長は、その任期中は理事となる。理事は総会における議決権を有しない。
10. 総会は以下の責務を有する。
 - i. PEFC 評議会定款の採択と改正
 - ii. PEFC 制度に係る技術文書及び手続きの訂正および改正
 - iii. 事務局の設置と所在地についての決定
 - iv. 理事の選出と解任
 - v. 会計に関する認定／有資格監査人 (expert-réviseur agréé) の選出
 - vi. PEFC 評議会年間予算と決算の採択
 - vii. 新会員の承認と会員の除名
 - viii. PEFC 評議会の解散
11. 定款において他に定めのない限り、総会の決定は投じられた票の単純過半数により行われる。
12. 総会の議決においては、NGB 全議決権数の半数をもって定足数に達したと認めることとする。
13. すべての NGB 会員は、第4条2項に従い総会により定められる NGB 会費総額に占めるそれぞれの会員の会費の割合（パーセント）に応じて、次の通り1から7票の議決権を有する。
 - 0%以上 1.25%未満 = 1 票
 - 1.25 %以上2.37%未満 = 2 票
 - 2.37%以上3.74%未満 =3 票
 - 3.74% 以上5.61%未満 = 4 票
 - 5.61% 以上8.23%未満= 5 票
 - 8.23% 以上11.5%未満 = 6 票
 - 11.5% 以上 = 7 票

14. 全ての国際利害関係者会員は、それぞれ1票の議決権を有する。ただし、国際利害関係者会員の議決権総数は、NGB 会員の議決権総数の50%を超えてはならない、すなわち最大でも総会の全議決権数の3分の1とする。
15. PEFC 評議会は、投じられた票の3分の2以上による決定を持ってのみ解散することができる。
16. 定款の改正は、総会の招集にあたって改正の目的が明確に示されており、かつ総会に3分の2の会員が出席している場合に、投じられた票の3分の2以上の賛成をもってのみ行われる。ただし、本団体の目的を変更する場合には、投じられた票の4分の3以上の賛成を必要とする。総会出席者の定足数の決定に当たっては、議決権を有しない会員は算定に含めない。上記算定により定足数を満たさない場合であっても、臨時総会として総会を開催することができる。この臨時総会においては、投じられた票の単純過半数をもって決定が行われる。
17. 総会の決定は議事録に記録され、議長と事務局長のおのおのにより署名される。会員または合理的な関心を持つ第三者は、議事録抜粋の写しを要請することができる。それらの抜粋には事務局長が署名する。
18. 総会は、理事会の提案に対し書面による同意を与える形で決定を行うこともできる。その場合、投票の締め切り日の4週間前に、全ての会員に対し、知り得る範囲で最新の会員Eメールアドレスあてに賛否を問うことにより行われる。この場合、第5条11項、12項、16項及び17項の各条項が適用される。

第6条： 理事会

1. PEFC 評議会は、理事会により管理・運営される。
2. 理事会は、PEFC 評議会議長、2名の副議長、3年間の任期をもって総会で選出される2~12名の理事により構成される。理事の構成は、PEFC を支持する主要な利害関係者、会員の地理的配置状況、会員の年間木材伐採量の分布、適切なジェンダーバランスを反映するように努めなければならない。理事会決定は単純過半数により行われる。投票が同数であった場合、議長が決定票を有する。理事会は、会議を開いて議題項目について審議したのち、最終決定については、理事会の合意によりEメールによる投票で行うことができる。
3. 議長が不在の場合には、副議長のうちの1名が理事会の議事進行を行う。議長及び2名の副議長のいずれも不在の場合には、理事会の議事進行は、単純過半数により指名された理事により行うことができる。
4. 理事は3年の任期をもって選出され、一年間で理事総数の3分の1を再選することができる。理事の2期を超える選は可能とする。

5. 議長は、1年に2回以上、少なくとも4週間前の通知をもって理事会を招集する。議題を含む関連文書は、理事会開催の少なくとも2週間前までに理事に提供されなければならない。理事会は、3分の1以上の理事の要請によっても招集することができる。
6. 全ての理事は、理事会の議題項目を提案する権利を有する。議題項目を提案する場合には、理事会の少なくとも3週間前までに事務局長あてに書面で提出しなければならない。
7. 理事会は以下の責務を有する。
 - i. PEFC 評議会に関する業務の調整と管理。
 - ii. PEFC 評議会の議長及び副議長からなる執行委員会の設置及び執行委員会への理事会の義務と機能の一部委任。執行委員会には必要に応じ他の理事が参画することができる。執行委員会は理事会に答申を行う。
 - iii. 理事会の決定に基づく理事会の任務と機能の事務局長への委任。
 - iv. 総会の準備。
 - v. 年間予算及び決算の編成。
 - vi. PEFC 評議会により定められた要求事項に対する認証制度の適合性に関する決定。
 - vii. 必要に応じ、特定の課題に関する作業部会及び専門家パネルの設置。
 - viii. 制度推進及び広報。
 - ix. 事務局長及びその他の職員の雇用及び解雇。
 - x. 相互承認を推進する観点からの PEFC 以外の森林認証制度への配慮。
8. 上記に加え、理事会は、第5条により明示的に総会の権能であるとされているものを除き、PEFC 評議会の利害に関わる全ての決定を行う。ただし、このことにかかわらず、総会は、いかなる状況においても、もしくは第5条により明示的に示されていない事項や理事会の権能とされている事項に関しても、行動し決定を下す最高の権限を有する。
9. PEFC 評議会を財政的または政治的に拘束するいかなる決定も、理事会によって決定され、議長及び事務局長によって署名されなければならない。
10. 理事がその役割を果たす際において、いかなる個人的な義務も負うことはなく、その任務の実行についてのみ責任を有する。
11. 議長と事務局長は、連帯署名権限を有することにより共同で本団体を代表する。理事会は代表権をその他の理事または第三者に委任することができる。

第7条： 事務局長

1. PEFC 評議会の事務局長は事務局の業務に関し責任を負う。理事会は事務局長を雇

用し、俸給を決定する。事務局長は理事会に対し責任を負う。事務局長は、理事との連絡を確実に行うとともに、理事会の業務を補佐する。事務局長の職務は、「手続きに関する内部規則」により定める。

2. 事務局長は、総会、理事会、執行委員会の諸会合に参加し、議事録を作成する。
3. 事務局は、会員である組織のいずれかに付属することができる。
4. 事務局長及び PEFC 評議会によって任命されたその他の職員がその役割を果たす際において、いかなる個人的な義務も負うことはなく、その任務の実行についてのみ責任を有する。

第 8 条： 使用言語

1. PEFC 評議会の公用語は英語とする。総会は英語を使用して行われるが、総会の決定に際しドイツ語またはフランス語を使用することができる。他の全ての会合には英語を使用する。事務局により作成される公式文書は英語で提供される。英語から他言語への翻訳は各国認証管理団体の責任において行われる。

第 9 条： 「手続きに関する内部規則」及び「ガイドライン」

1. PEFC 評議会の「手続きに関する内部規則」と「ガイドライン」は理事会によって決定され、総会に提出される。

第 10 条： トレードマークロゴの使用と使用料

1. トレードマークロゴ使用に関する規則は、PEFC 評議会の原則的枠組みの範囲内において総会により決定される。

第 11 条： 解散

1. 本団体の解散後、全ての残存する資産は、PEFC 評議会と類似の公益的目的を有する非課税機関に譲渡される。いかなる状況下においても、残存する資産が本団体の設立者またはその他の会員に返還され、あるいは、当該資産の一部または全部がそれらの者の利益のために用いられることはない。